

全国民闘連ニュース

第49号

1990年

10月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22

TEL 06-972-1606
TEL 044-288-2597



戦後補償と人権法を考える 九〇年東京フォーラム開催される

民闘連の提起した「在
旧植民地出身者に関する
戦後補償及び人権保障
法(草案)」を国会議員
を交えて討議する「戦後
補償と人権法を考える九
〇年東京フォーラム」が
一〇月二日、東京・飯田
橋の中央労政会館で開か
れた。主催したのは、東
京三多摩で五年前から民
族差別に取り組んできた
「三多摩指紋押捺に反対
する連絡会議」を中心と
して組織された、「九〇
年東京フォーラム実行委
員会」である。

フォーラムに参加した
国会議員は、小沢克介氏

(衆議院・社会党)、筒
井信隆氏(衆議院・社会
党)、猪熊重二氏(参議
院・公明党)、菅直人氏
(衆議院・社民連)の四
氏。また民社党からは、
議員のスケジュールが合
わないということで、梅
沢昇平教宣局長が参加し
た。なお、最後まで追及
はしたものの、自民党と
共産党の議員の都合がつかず、残念ながら不参加であった。

九〇東京フォーラム実
行委員会 小綿 剛
(次ページに続く)

差別解消の特別措置には賛同 戦後補償で率直な疑問



事務局長の基調報告

事務局長が基調報告を行った。基調報告では「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」の趣旨やこの法案提起の背景が説明され、在日韓国・朝鮮人が民族として、人間として日本社会で生きていくために、いまや法的制度が必要とされていることが訴えられた。

じめて初めて開かれるこのフォーラムを、日本人が本心に謝罪し、在日韓国・朝鮮人の人権を真に確立するためのステップとしていきたい」と挨拶をして始まった。

続いて民開連の委員長

在日韓国・朝鮮人の
人権確立のステップ
に

フォーラムはまず最初に、実行委員会の佐藤敏昭さんが「国会議員をま

次に国会議員による意見表明にうつった。各発言者はそれぞれ、草案に書かれている、定住外国人に対して特別な地位を与えること、教育や雇用、社会保障などの面での差別を解消し、特別な処遇

を与えることなどの条項については、基本的に賛意を表明した。しかし、第二章の「戦後補償」に関する各条文については、率直な疑問が多く出された。

むずかしい(?) 戦
後補償

最初に発言した民社党の梅沢教宣局長は、戦後補償の対象者の規定が興味だとして、一括しての補償には無理があるのではないかと述べた。また公明党の猪熊議員も、戦後補償を日本の国民的合意とするには難しい面があると指摘した。次に社会党の小沢議員は、社会党の提案とこの草案の趣旨は一致するものが多いとしながらも、立法化には法案として整理する

べき点が多いとし、目的別にいくつかの法案に分けて制定していくべきではないかと提案した。社民連の菅議員は、戦後きちんと日本が謝罪してこなかったことが日本人の差別意識を生んでおり、無意識のうちに差別する根の深さが問題だと述べた。最後に社会党の筒井議員は、日韓条約でも在日韓国・朝鮮人の補償問題は抜け落ちていると指摘したうえで、個人的には戦後補償が必要であるという考えを述べた。また、国籍法を改正し、国籍の選択権を与えること、法案をより現実的にするために、内閣法制局を通じて、より条文を練り上げるということが提言された。

こうした各氏の発言に対し、事務局長は、戦後補償は民族差別の実感

にもとづく要求であり、むしろ日本人の道義的責任が問われているのだと反論した。またこの草案の作成者の一人でもある愛知県立大学の田中宏先生からも、日本人に対して行われた戦後補償から、戦前「日本臣民」とされた旧植民地出身者が巧妙に排除されていたこと、個々に補償することが不可能な人々に関しては、全体基金という形で補償を行うのが草案の趣旨であることが説明され、議員たちの疑問に答えた。

市民運動と国会を結ぶために

各議員の発言の後、会場からの発言と質疑応答にうつり、一世からの発言もあつて活発な議論がおこなわれた。最後にま

とめとして、喪事務局長からこうしたフォーラムが開催されたことの画期的な意義と、法案制定実現のためのさらなる努力の必要性が述べられてフォーラムは終わった。

主催者の実行委員会としては、この法案の重要性と緊急性を確認しながら、これを具体化していくためには、市民レベルでの運動と、実際に法案が制定される場となる国会とを結びつけていかなければならないこと、そのために国会議員の中に賛同者を得ていること、また法案の内容と意義について広くアピールを行っていくことが今必要であると考え、このフォーラムを企画した。一〇ヶ月前から準備を開始し、ヨーロッパ各国の外国人法制について、専門家を

招いての連続講座や、田中宏先生を招いての講演会などを開いて学習を深めつつ、フォーラムの開催にこぎつけたのである。

継続した国会への働きかけと第二回フォーラムの成功を

あいにく当日は臨時国会が開催されることになり、また湾岸危機など国際情勢の緊迫化もあつて、最後まで国会議員の出席者が確定せず、はらはらさせられた。また全党の参加を実現できなかったこと、内容の点で戦後補償の問題に大部分の時間にとられ、人権保障の面についてほとんどふれられなかったこと、法制定に当ってもう一つの大きな論点となりそうな参政権問題については全く議

論する時間がなかったこと、情宣の不足や会場の問題などもあつて一般の参加がやや寂しかったことなどが反省点として上げられよう。

しかし、この草案を土台として、初めて国会議員と市民運動との対話が実現したこと、国会や各党へ働きかける足場ができたことの意味は大きいと思われる。今後は国会議員への働きかけを継続

的に行うとともに、来年度第二回のフォーラムの実現も射程に入れながら取り組みを進めていきたい。

(なお、近日中にフォーラムの内容を報告集としてまとめる予定である)

九〇東京フォーラム実行委員会 小綿 剛



フォーラムに参加した人々

「国際センター」を考える 岡山県連絡会云結成

以前、報告した岡山県が建設する「国際交流センター」問題に取り組むための連絡会が、九月二六日に結成された。三〇人ほどの参加で決して人数は多くはなかったが、難民問題や外国人労働者問題、アジアの医療問題に取り組む医師グループやアムネスティーなど、多様な層からの参加があった。

代表呼びかけ人には、多忙な中、弁護士の水谷賢氏にお願いをした。すでに水谷氏が、地元の新聞で国際センター構想を批判していたことや、橘県会議員が県議会で県の姿勢を質したこともあり、一〇月一日に開かれたセ

ンターの運営懇談会に提出された提案の中には、表面的には私たちの主張も若干取り入れられた形になっていた。

しかし、新聞報道によると長野知事は、私たちが出した要望書について「こういうところ(計画論議の場合)にいろいろな思想を持ち込むのは、避けるべきであり、背後にどういう思想があるか調べるべきだと思う」と発言したとある。

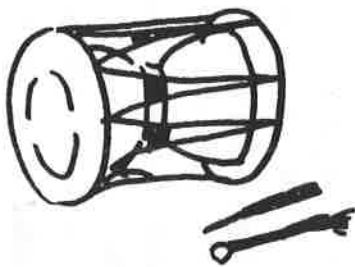
私たちはこのような恫喝的な発言に強く反発しているが、まさに県の体質を現したものだ。表面的に私たちの要求を入れた県の構想に対し、当面★運営等に私たちを参加

させる★在日外国人職員の採用をめざすなどが私たちの要求となる。

県以外にも、岡山市や倉敷市などが国際交流の名のもとに次々と行事や建物を計画する動きがあり、岡山での民族差別の取り組みもまさに国際化の波に洗われようとしている。

民族差別を許さない！
おかやま共に闘う会

姜 博



民族学校の行政保障をめざして

九月二三日、呉市阿賀公民館において、広島朝鮮第二初級学校創立四十五周年記念レセプションを開催した。

創立以来四五年間、民族学校閉鎖令にも屈することなく、一日も休まず、呉地域の在日同胞の手で守り育てられてきた第二初級学校が、未だに呉市行政から認知されることなく、存在の事実すら知られないままに、まさに廃校の危機にすらひんしている現状をなんとか打破したいの思いから、私たち呉朝問研のメンバーと民族側が一体となつて取り組んだものであった。

当日は各界各層のおよ

そ二〇〇名の参加を得て盛大なレセプションとなった。

第二部では、行政関係者や市議会議員が、目に涙しながら、初めて見る民族教育のありようや成果に対する自らの思いや決意を語り始めるなど、感激と興奮の連続であった。

主催者である私たちも民族学校の保障をめざした取り組みのありようを再認識し、また、第二初級学校を守り育てていく決意を新たにしたい一日だった。

呉朝文研

横間 洋海

公務員採用問題で大阪 連絡会議が自治省交渉

大阪市国籍条項の壁に

挑んだ文公輝君の闘いを

契機に、自治労大阪、大

阪教組、部落解放同盟大

阪府連、大阪民関連など

七団体は「公務員採用の

国籍条項撤廃を求める大

阪連絡会議」を結成し、

大阪市・府との交渉を行

い、現在、署名活動も展

開しています。

一〇月三〇日には、自

治省交渉を行いました。

「国の見解に従わざるを

得ない」という大阪市の

姿勢をつき崩すために、

「大阪市が国籍条項を全

廃しても国は一切干渉し

ない」という自治省のコ

メントを引き出すことが

ねらいでした。

当日は、大阪連絡会議

のメンバー一五名の他に

谷畑孝参議院議員、上田

卓三衆議院議員が同席し

ました。自治省側は、現

場の実質上の責任者とみ



対応した金子公務員課長

られる金子公務員課長以

下四名が出席しました。

自治省側の姿勢は非常

に慎重で、ひとつひとつ

言葉を選びながら答弁し

ていました。

「大阪市が国籍条項を

全廃しても本当に干渉し

ないのか」という質問に

対しても、「現段階では

お答えできない」「各自

自治体と協議しながら検討

を進めていく」と答える

一方で「基本的には各自

自治体の判断を尊重する」

と回答し、自治省側が「

苦慮」している様子があ

ががえしました。

また、一般行政職員と



右端から、上田卓三衆議院議員、山本
万年連絡会代表、谷畑孝参議院議員

在日外国人が働いている
ことについては「何ら問
題がない」としながら、

「当然の法理に抵触する

職がある以上、門戸を一

律に開くことは、後に人

事ローテーション上の問

題を残す」という考え方

を示しました。

本音の部分では、課長

自らが「どのように決着

を図るか苦慮している」

と語ったように、どうや

ておきたいという日本政
府の御都合主義が「撤廃
」の足かせとなっている
ようにも思われました。

今後は、「基本的には

大阪市の独自判断を尊重

する」という回答を武器

に大阪市に厳しく迫って

いきたいと思います。一

方、必要とあれば自治省

交渉も何度でも行ってい

く決意です。

大阪民関連

金義徹

22 日本、「子どもの権利条約」に調
印

23 田沢湖の導水工事強制就労朝鮮人の追悼慰霊碑、除幕式（秋田）

24 民族差別と闘う関東交流集会（埼玉）

金丸自民・社会合同訪朝団出発

27 東京都下 13 市民団体、東京都人
事委員会に国籍条項撤廃と在日韓
国・朝鮮人の積極採用を申し入れ

28 朝日 3 党共同声明発表「国交正常
化・植民地時代の謝罪と反省」を
表明

入居差別裁判第9回口頭弁論（大阪地裁）

10／在日韓国・朝鮮人児童に対する差別暴行事件で、市民グループが市に対して要望書を提出(寝屋川市)
福岡県春日市、外登法の抜本改正を求める決議案採択

1 日本政府、朝鮮総連議長らの再入
国を許可

2 「戦後補償と人権法を考える議員
フォーラム」開催（東京）

6~7 民闘連代表者会議（神戸）

15 東大阪市議会、「在日韓国・朝鮮人の法的地位、人権保障に関する意見書」を採択

17 駐韓日本大使館に韓国女性団体連
合等が朝鮮人従軍慰安婦の問題で

読売(夕) 1990年10月29日

政府に賠償・陳謝提訴

太平洋戦争中に徴用 **韓国人軍属や遺族**

太平洋戦争中、日本軍の軍属などに徴用された韓国人やその遺族ら二十二人が二十九日、徴用などで非人間的な扱いを受けたとして、国を相手に、損害賠償義務の確認や公式陳謝を求める訴えを、東京地裁に起こした。

訴えたのは、韓国大田市の崔聖欽さん（モロ）で、在日韓国人や日本人でつくる裁判支援グループ（宋斗会代表）の勧めで原告となった。

の「実態調査」や「朝鮮人への多大の犠牲を強いたことへの陳謝」を要求している。

日本の植民地支配時代に
関する韓国や韓国人への補償は、昭和四十年の日韓国
交回復時に結ばれた日韓協
定により、日本が三億円の

し付けを行い、「最終的に解決された」ことが確認されており、現在も日韓両国政府はこの立場をとっている。これについて、原告たちは、「不公平な協定で、認めることはできない」と主張している。

謝罪を求める書簡提出（ソウル）

28 生野民族文化祭

29 太平洋戦争で徴用された韓国人軍
属、遺族が日本政府に賠償、陳謝
提訴

30 公務員採用の国籍条項撤廃を求め る大阪連絡会議が自治省と交渉

< 9月・10月のおもな動き >

- 9 / 札幌市、今年度から看護専門職、
保母、栄養士の国籍条項撤廃
仙台市、医・薬、技術、技能の1
8職種の国籍条項を撤廃
- 1 関東大震災朝鮮人虐殺67周年(各地で慰霊祭、集会開催される)
- 1~2 民闘連代表者会議(神戸)
- 4 「在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会」都庁交渉
妻さんと共に入居差別を考える会
などが対大阪府交渉
大阪市人事委員会に国籍条項撤廃を求める要請書提出
- 5~6 第1回南北高位級会談(ソウル)
- 9 民族差別と闘う関西交流集会(尼崎)
- 10 八尾市庁内に「在日外国人研究会」発足
- 13 全朝教、埼玉県教委に教員採用時の国籍制限撤廃を申し入れ
- 14 韓日アジア局長非公式実務者会議(ソウル)
地方参政権を求めて、在日韓国・朝鮮人11人が大阪地裁に提訴
- 15 日本卓球協会、全国選手権のジュニア部門のみ国籍条項設置撤回
- 17 「埼玉県教員採用の国籍条項撤廃を求める会」埼玉県教委交渉
- 18 子どもの民族名認定を求め、現行の国籍法に抗議する家事審判申し立て書を提出(東京家裁)
- 20 神奈川民闘連、外登法に関する川崎市交渉
梶山法相、記者会見で人種差別発言

朝日1990年9月15日

定住外国人に選挙権を

大阪 韓国人2世11人提訴

日本で生まれ育って永住権を
持つ大阪市内の在日韓国人2世
十一人が十四日、「地方選挙の
選挙権を日本国民に限定した公
職選挙法、地方自治法は、自治
体への住民選挙権を保障した憲
法に違反し無効」として、原告
の住む同市内各区の選挙管理委
員会を相手取り、選挙人名簿に
原告らの氏名を登録するよう求
める行政訴訟を大阪地裁に起こ
した。定住外国人の地方の選挙
権が裁判で争われるのは初め
で、「(社説)関係記事」
訴えたのは、大阪府北区中崎
二丁目、出版業店主(キム・
ジョンギョ)さんらから大阪韓
国青年商工会のメンバーやOB
たち。
訴えによると、金さんらの同
団体の住民が直接に選挙する

親は一九三九年を来日。金さ
んらは関西で生まれ育ち、学
校も日本の公立小・中学校を出
た。仕事も大阪が中心で、居住
地の町内会にも入っており、地
方社会に溶け込んでいる。
地方選挙権について、憲法九
三条二項は「地方公共団体の
長、その議員等は、その地方共
同体の住民が直接に選挙する」
との趣旨を規定している。とこ
ろが、公選法、地方自治法は選
挙権を「日本国民」に限定してい
るため、金さんらは各選挙の選
挙人名簿に登録されていない。
このため、金さんらは、①三
年以上日本に暮らし定住外国人
は憲法上、「住民」と解され
る。憲法の定めも地方自治の本
来の趣旨は「住民自治」であ
り、選挙権について「住民」と
「国民」と区別して、その権利
に差を設けるのは不当②日本の
国籍法は血統主義を採用してい
るが、拙劣的に出生地を国籍と
する生地主義も取り入れてい
る。生地主義を取る外国立法例
も多く、血統主義を絶対的な基
準として原告らの選挙権を否定
する合理的な根拠はない―など
と主張している。

金さんらは今月、五つの区
の選挙に対し、選挙人名簿に登録
するよう求める異議の申し出を
したが、日本国籍がないことを
理由に却下されたため、提訴し
た。
大阪市選挙管理委員会事務局
の伊藤三也選挙課長の話、各
区の選挙が定住外国人からの選
挙人名簿の登録に関する異議申
し出を却下したことは、公選法
に照らして適正な措置だったと
考えている。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。さらに、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。



前号で、「大阪市公務員採用の国籍条項全廃を求める要請署名」のご協力をお願いしましたところ、全国各地から署名用紙が毎日のように送り返されてきました。皆さんのご支援に心から感謝いたします。

今、駅前や在日韓国・朝鮮人の最多住地域である大阪市生野区を一戸一戸まわって、学生が中心に署名活動を行っています。マスコミのおかげか文君のことは大体の人が知っていて、協力的です。一二月人權週間に集約するので、お手元の署名用紙を大阪民闘連まで…。